

1 保育料について（該当年度4/1時点で0歳から2歳の児童）

幼児教育・保育無償化に伴い、3歳から5歳児（1号認定・2号認定）及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児（3号認定）の保育料は0円となりました。

住民税課税世帯の0歳から2歳児（3号認定）については、保育料が発生します。

毎月1日時点で在籍している場合は、当該月分の保育料を納めていただきます。保育料の日割り計算はいたしませんので、利用日数にかかわらず1ヶ月分の保育料を納めていただきます。退所する場合は、必ず退所の手続きをしてください。手続きがない限り、その月分までの保育料を納めていただきます。

2 保育料の算定方法

保育料は、世帯の住民税の所得割課税額を基礎とし、当該年度4月1日時点の児童の年齢により算定し、保育必要時間（標準時間・短時間）に応じて決定します。

保育料の決定については、税額控除（寄付金控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除等）を受ける前の税額を適用します。

3 保育料の変更

保護者の死亡・離婚・再婚等により保護者（扶養義務者）に変更があった場合や、修正申告等により所得割課税額が変更となった場合には、必ず子ども課保育係までご連絡ください。保育料の変更は届出の翌月以降となります。

4 保育料の決定時期

保育料の決定は、4月と9月の年2回です。

4月から8月分の保育料は、前年度住民税の所得割課税額で算定します。

9月から3月分の保育料は、現年度住民税の所得割課税額で算定します。

5 保育料の納入方法

保育料は原則口座振替にてお支払いいただきます。引き落とし日は毎月27日（12月は25日）です。振替日が土日祝日の場合は翌営業日となります。ただし、認定こども園及び小規模保育事業所の保育料は、施設に直接納めていただきます。また、町外の公立保育施設の場合には、施設のある市区町村に納めていただきます。

口座振替においては、領収書の発行を省略させていただいておりますので、ご指定の預金通帳等にてご確認ください。

滞納が続いた場合には法令等に基づき、差押等の滞納処分を行う場合があります。

6 保育料の多子軽減（令和7年4月1日から）

第1子

毛呂山町保育料徴収金額表に定めている徴収金額です。

第2子以降

大学生年代までのきょうだい児を第1子としてカウントし、第2子以降は保育料無償とします。

※保護者に保育料の滞納がある場合には無償化しないことがあります。

【改正点】

令和7年3月31日まで

第2子以降について、きょうだい児が小学生以上の場合、世帯の所得等によっては第2子としてカウントできないため、全額での算定となる。

きょうだい児の年齢や世帯の所得等により第2子扱いとなった児童については、第1子の半額を保育料として算定する。

令和7年4月1日から

世帯の所得等によらず、きょうだい児は大学生年代までを第1子としてカウントして第2子以降を無償化の対象とする。

7 給食費について（該当年度4/1時点で3歳から5歳の児童）

毛呂山町では、3歳から5歳児クラスの保護者が負担する給食費について、以下のとおり補助を実施しております。

（※給食費は施設により異なりますので、金額については各施設にご確認ください。）

副食費：1ヶ月4,800円を上限として補助

主食費：1ヶ月500円を上限として補助

8 ひとり親世帯等とは（世帯区分について）

ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯および、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けた児童(者)や特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる世帯をいいます。

該当がない場合には一般世帯となります。

9 その他

公立・私立で保育料の差はありません。保育料とは別に、施設により制服代や教材費等の実費負担が必要な場合がありますので、事前に各施設にご確認ください。